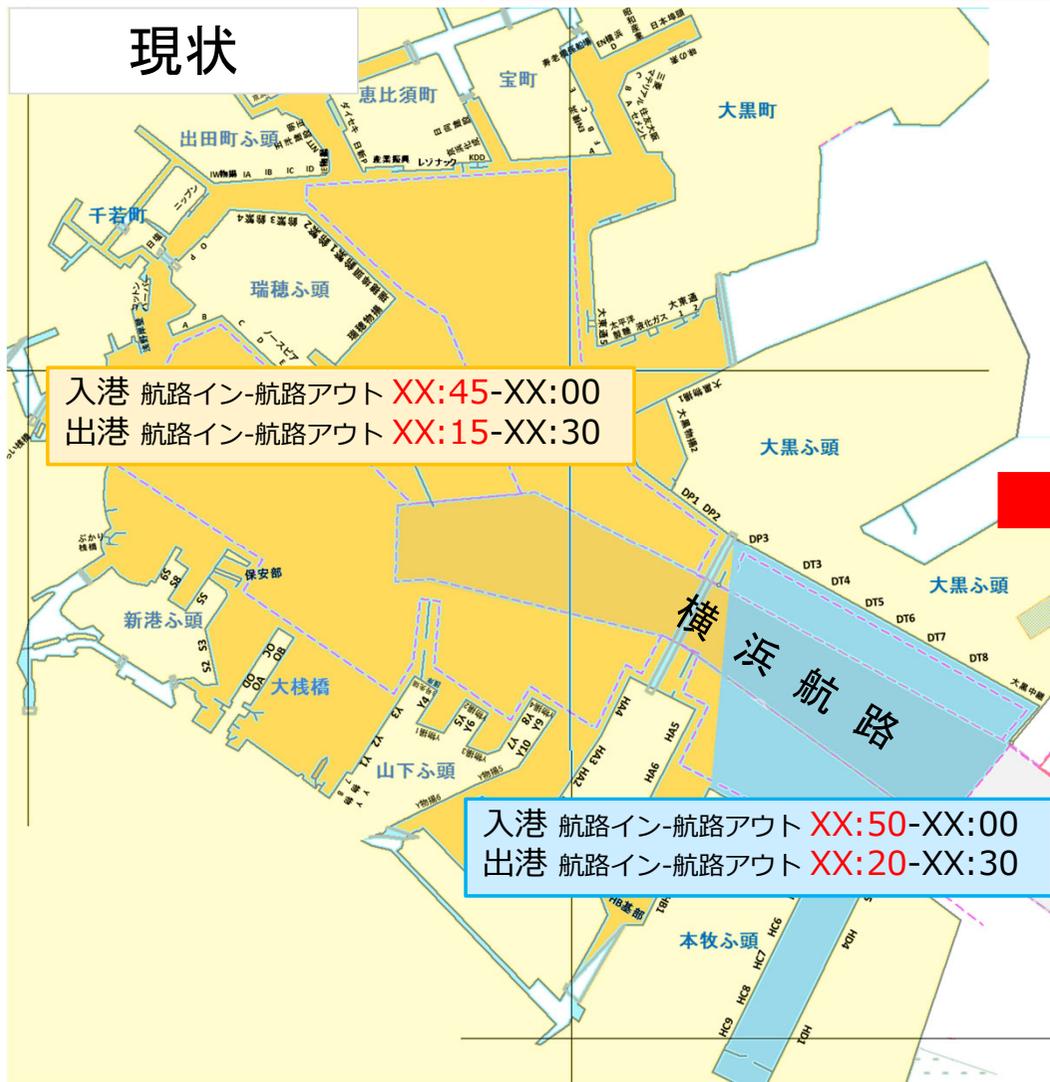


船舶運航調整業務に係る運用変更の新旧対照表

現行	改正
<p>(1) 横浜航路管制船の設定時間の変更</p> <p><現在の設定時間></p> <ul style="list-style-type: none"> 本牧ふ頭 BC、C 突、D 突バース及び大黒ふ頭 T、P バース <p>入港：毎時 30 分の沖発に対して、 <u>毎時 50 分航路イン</u>、毎時 00 分航路アウト (所要 10 分の設定)</p> <p>出港：毎時 00 分の離岸に対して、 <u>毎時 20 分航路イン</u>、毎時 30 分航路アウト (所要 10 分の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記バース以外 <p>入港：毎時 30 分の沖発に対して、 毎時 45 分航路イン、毎時 00 分航路アウト (所要 15 分の設定)</p> <p>出港：毎時 00 分の離岸に対して、 毎時 15 分航路イン、毎時 30 分航路アウト (所要 15 分の設定)</p> <p>(2) 横浜航路の出港時間の設定の変更</p> <p><現在の設定時間></p> <ul style="list-style-type: none"> 大黒ふ頭 T、P バースの管制船を<u>毎時 10 分</u>の離岸で設定。 <p>(3) 運航当日の確認動静通知提出の省略、及び変更動静通知の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 運航予定当日に動静通知書 (申請書) を<u>再度提出する</u>。 (11 時 01 分以降に入出港する船舶が対象。提出先は東洋信号通信社) 	<p>(1) 横浜航路管制船の設定時間の変更</p> <p><変更後の設定時間></p> <p>ふ頭によらず、次のとおり統一的な時間設定とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入港：毎時 30 分の沖発に対して、 全て<u>毎時 45 分航路イン</u>、毎時 00 分航路アウト (所要 15 分の設定) とする。 ただし、08 時 00 分沖発及び 18 時 00 分沖発はいずれも <u>15 分航路イン、30 分航路アウト (所要 15 分の設定)</u> とする。 出港：毎時 00 分の離岸に対して、 全て<u>毎時 15 分航路イン</u>、毎時 30 分航路アウト (所要 15 分の設定) とする。 ただし 08 時 30 分離岸のみ <u>45 分航路イン、00 分航路アウト (所要 15 分の設定)</u> とする。 <p>(2) 横浜航路の出港時間の設定の変更</p> <p><変更後の設定></p> <ul style="list-style-type: none"> 大黒ふ頭 T、P バースの管制船を<u>毎時 00 分</u>の離岸で設定。 ただし、水先人が乗船するニップン、鈴繁ふ頭、レゾナック、日新ふ頭の港奥部 は引き続き毎時 50 分で設定。 <p>(3) 運航当日の確認動静通知提出の省略、及び変更動静通知の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 運航予定当日の動静通知書 (申請書) の<u>再提出を省略する</u>。 <u>動静通知及び調整に基づく最終的な時間や手配内容について、前日の予定作成後に船舶代理店各社に直接連絡し確認する (東洋信号通信社が実施)。</u> <u>申請内容について変更を希望する場合は、その旨を電話連絡し、変更する内容の変更届を必ず提出する。</u>

航路設定時間の見直しについて

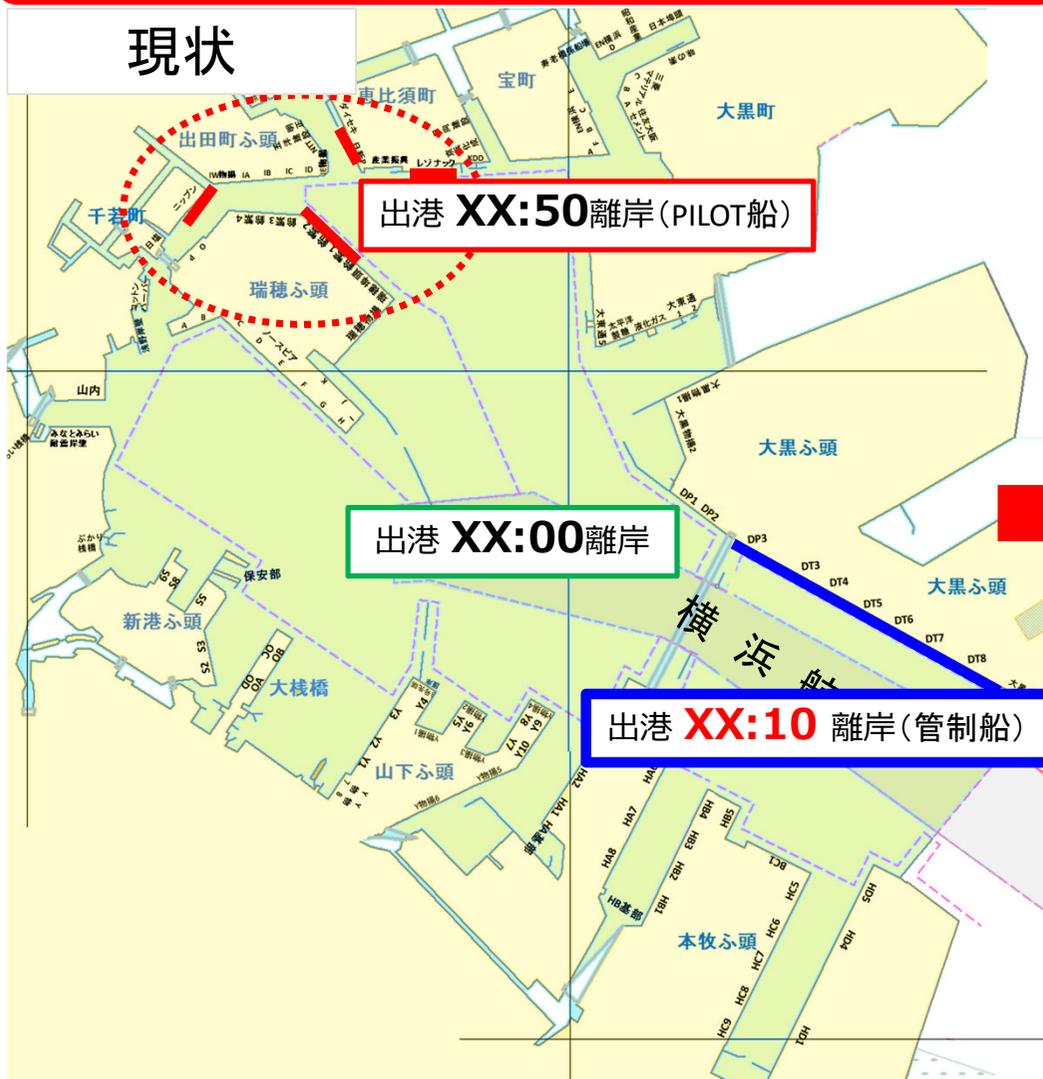
入港設定は全て **XX:45-00** に統一する
出港設定は全て **XX:15-30** に統一する



見直し理由：エリアによって異なる設定時間を統一し、事務効率向上を図るため。

出港設定時間の見直しについて

出港時間設定は港奥部を除き、全て毎時XX:00に統一する



見直し理由：航路設定時間統一と同様に、出港時間を統一するため。

※但し、上記指定港奥部を出港し、かつ水先人が乗船する船舶については航路インに時間を要するため例外とする。

